

障害者理解のために

～誰もが安心して暮らし続けられる社会を目指して～



12月3日から9日まででは、障害者基本法に定められた障害者週間です。障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために障害者週間が設けられています。

誰もが、人としての尊厳が尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、差別されない、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会（共生社会）づくりが必要です。そのため、障害の様々な

使いやすさ」に変えることを目指し、様々なボランティア団体が活動しています。

本特集では、市内の主なボランティア団体や障害者に関係のある公的機関、障害の特性や接し方を紹介します。

障害は誰にでも生じる可能性のあるものです。この機会に障害について御理解いただき、市民の皆さんもボランティア活動など御協力をお願いします。

問い合わせは、福祉課障害福祉係（☎内線259）へ。

主なボランティア団体

いずれも総合福祉センターを会場に活動しています。また、小・中学校の体験学習に指導者として協力しています。詳しいことは、総合福祉センターへお問い合わせください。

桐生点訳文化会

図書や情報紙など視覚障害者が希望する資料を点訳しています。

活動日・時間 毎週木曜日／午後1時30分～4時30分

桐生朗読奉仕会

図書や情報紙など視覚障害者が希望する資料を音訳しています。

活動日・時間 不定期

手話サークル桐の葉会

「手話」の学習を通して聴

覚障害者への理解を深め、手話の普及・周知活動を行っています。

活動日・時間 昼の部：毎週月曜日／午前10時～正午、夜の部：毎週火曜日／午後7時～9時

桐生要約筆記会

手話を日常的に使用していない難聴者や中途失聴者などのために、話の内容、会議の進行などを筆記通訳していただきます。

活動日・時間 毎月第2・4水曜日／午前10時～正午

障害者に関する公的機関

桐生市総合福祉センター（☎430183、ファクシミリ464166）

平成21年、桐生市の福祉の拠点として、旧南中学校校舎を利用して開設した施設です。

障害者福祉や地域福祉の推進を図るため、機能訓練事業、意思疎通支援事業を実施しているほか、地域活動支援センターが設置されています。桐生市社会福祉協議会事務局や次に紹介する点字図書館、ボランティアセンターも当施設内にあります。

1階の「交流コーナー」では、障害者が支援員などと協力して食事や飲み物、生産品

などの販売を行っていて、ふれあいの場としてどなたでも利用できます。

桐生市立点字図書館（☎450086）

昭和39年1月に県内初の点字図書館として開設し、現在でも県内の点字図書館は、ほかに県立点字図書館のみです。点字図書館は、視覚障害者を対象に、点字図書、録音図書の貸し出しを行っています。また、広報紙などの定期刊行物や取扱説明書、バスの時刻表など生活に役立つ情報を点訳や音訳して視覚障害者に提供しています。

なお、点訳は「桐生点訳文化会」、音訳は「桐生朗読奉仕会」がボランティアで行っています。

桐生市ボランティアセンター（☎464165桐生市社会福祉協議会事務局内）

ボランティア活動を様々な側面から支援する機関で、総合福祉センターにボランティア相談室を開設しています。主にボランティア活動の支援、情報の収集・提供、ボランティアに関する学習・広報を行っています。

受付時間は、平日は午前8時30分から午後9時30分まで、土・日曜日は午前9時から午後4時15分までです。

障害の特性や接し方

視覚障害者

・目が不自由な人は、まわりの状況がよくわかりません。その人の「目」になる気持ちが大切です。例えば、道を尋ねられたり、誘導するときには、具体的な言葉で状況を説明するようにします。



・目が不自由な人は、どこに何が有るかよくわかりません。分かりやすく、具体的な説明が喜ばれます。物の位置を示すときには、時計の文字盤に見立てる方法もあります。

聴覚障害者

・耳が不自由な人は、話し言葉だけでのコミュニケーションが苦手です。いろいろな方法で「会話」してください。



「手話」が

分からない

場合でも、

身振り手振

りで会話を

することが

できます。

・耳が不自由な人にとって、目から入る情報が特に重要で

す。「文字」や「絵」で気持ち

が通じま

す。身振り

手振りでの

会話が難し

いときには

「筆談」を

試みてみま

しょう。

肢体不自由者

・車いすや装具を使っている人には、気付きにくい不便な点があります。どんな手伝いが必要か、まず聞いてみてください。困っている場面を見かけたら、望まれる方法できりげなく対応しましょう。



内部障害者

・内部障害のある人の中には



ペースメーカーを使用してい

る人もいます。優先席付近で

は、混雑時には携帯電話の電

源をお切りください。マナー

と思いやりの気持ちをお大切

にしましょう。電車やバスに乗

っているときには、目に見え

ない障害のことも思い出して

ください。



知的障害者

・知的障害がある人は、自分の意思を表現したり、相手の言葉や気持ちを理解したり、判断したりすることが苦手で、優しい気持ちを持って、話し掛けてください。何かを尋ねられたときには、ゆっくり、丁寧に対応しましょう。



精神障害者

・精神障害がある人は、ストレスに弱く、小さなストレスでも不安になりやすい人もいます。一見しては障害が分かりにくいいため、誤解されることが多くなりがちです。まず、本人のペースでの話に耳を傾けましょう。



発達障害者

・発達障害がある人は、一度に複数のことを指示されると混乱してしまいます。指示をするときは一つ一つ段階的に伝えるようにしましょう。伝え方については、曖昧な言い方は避け、短く簡潔な言い方で具体的に伝えましょう。



障害者差別解消法が来年4月に施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されます。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指しています。

法律の中では、会社、お店、役所などでの「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」を差別とし、差別解消の措置などが定められています。

障害に関する差別で困ったときは、市役所1階の福祉課（☎内線259）、又は保健福祉会館1階の障害者基幹型相談室（☎430294）へ御相談ください。

